

## 南海トラフ地震対策行動計画（第5期 令和4年度～令和6年度）（案） に対する意見及び県の対応

1. 意見公募期間 令和4年2月28日（月）から同年3月21日（月）まで
2. 意見の数 1名から3件
3. 意見の内容と意見に対する県の対応

No.	ご意見の内容	ご意見に対する県の対応
1	<p>本計画は、地震発生直後の対策の進捗管理を行うものと思われませんが、事前の備えに係る記述もあることから、その前提で意見を申し上げます。</p> <p>1. ハザードマップの理解促進</p> <p>P53から「南海トラフ地震に対する備えについての啓発」について記載があります。その項目の一つとして、市町村が作成されている「地震や津波のハザードマップの周知および理解促進」について検討いただきたく存じます。</p> <p>県民の被害想定理解が早期避難意識向上に資すると考えております。</p>	<p>本計画は、地震発生後の対策ではなく、事前の対策についてとりまとめた計画です。</p> <p>ハザードマップの理解促進は、災害リスクを認識し、備えの出発点となる重要な項目ですが、ハザードマップを理解すること自体を目的として取り組むべきものではなく、避難訓練等において活用すべき手段であると考えています。</p> <p>そのため、本計画に直接的な記載はしていませんが、項目 No. 1-2「県民の防災教育、訓練」の取組（P57、58）の中では、ハザードマップの周知・配布を行ったり、実際に活用しながら訓練を行ったりしています。</p> <p>また、項目 No. 1-1「南海トラフ地震に対する備えについての啓発」の取組（P53～56）においても、ハザードマップの周知を含む地震・津波に対する備え全般について情報提供・啓発を行っており、例えば、県内の全戸に配布しています啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」の中で、地震・津波に限らず、土砂災害や洪水等のハザードマップについても確認・活用を呼びかけています。</p> <p>今後も、こうした取組を継続していく中で、ハザードマップについても周知・理解の促進を図ってまいります。</p>

2	<p>2. 地震保険の普及</p> <p>本計画は、「命を守る対策」、「命をつなぐ対策」、「生活を立ち上げる対策」の3フェーズ構成となっており、地震保険は「生活を立ち上げる対策」として重要なものと考えております。高知県地域防災計画と同様、「南海トラフ地震に対する備えについての啓発」に、地震保険の普及についての記載をご検討いただきたく存じます。</p>	<p>県としても、地震保険は「生活を立ち上げる対策」として重要なものと考えており、本計画の取組としても、啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」の中で加入を呼びかけるなど、普及に向けた啓発の取組を行っているところです。</p> <p>一方で計画上の位置づけにつきましては、高知県地域防災計画が、防災上必要な諸施策の基本を網羅的に定める計画であるのに対し、本計画は、その諸施策の実行計画として具体的な取組や事業の計画を定め、進捗管理を行うことを目的としています。</p> <p>そのため、本計画上は1-1-①「県民の防災意識向上のための情報提供・啓発」として総括的に記載していますが、その具体的な内容としては、上位計画である高知県地域防災計画に基づき、引き続き地震保険の普及促進に取り組んでまいります。</p>
3	<p>3. 緊急連絡先の整備</p> <p>有事の際、被災された方は衣食住に係る確保が重要となるため、行政に対して問い合わせをすることになり、行政に問い合わせが殺到することが予想されます。</p> <p>P48に「早期の復旧・復興に向けた取組の強化」について項目立てされておりますが、有事の際、被災された方からの問い合わせに適切に対応するため、ライフラインを支える適切な誘導體制が重要と考えております。</p> <p>例えば、弊会で申し上げますと、津波等を原因として家屋が倒壊し、保険の加入状況が分からなくなった方に対して、保険の加入状況について、会員会社を通じて確認する制度を設けています。</p>	<p>発災後の問い合わせ対応については、「南海トラフ地震発生時における県民対応窓口業務マニュアル」に基づき、県民等からの電話対応に当たることとしています。</p> <p>本計画においては、No. 3-6「情報の収集・伝達体制の促進」(P177~180)の中にこれを位置づけ、毎年、県民対応窓口業務訓練を実施することとしているほか、同マニュアルの更新等も必要に応じて随時行っています。</p> <p>「保険の加入状況」に係る問い合わせについても、適切な相談先を案内することができるよう、同マニュアルの見直し等を検討いたします。</p>